

港湾倉庫の違法派遣を断固摘発するぞ!

今、「港湾倉庫」「特定港湾倉庫」には、「港湾労働者でない派遣労働者」の就労が蔓延している。

これは断じて「違法」だ! 港湾倉庫とは、我々、港湾労働者の職域である!

派遣事業者が派遣労働者を港運事業者や倉庫事業者を派遣先として、港湾倉庫で就労させることは、明確に「禁止」されている!

これは明確な労働者派遣事業法並びに港湾労働法「違反」なのだ!

そして、派遣事業法では明確に港湾への一般派遣を行なうことを厳しく禁止しており、港湾では、港湾労働雇用安定センターの斡旋仲介による、港運事業者相互の「港湾常用労働者派遣制度」のみがこれを許されている。

したがって、港湾労働者の職域であり、港湾労働法で定められた港湾倉庫へは、港湾労働者以外の労働者が断じて就労して

派遣事業者の違法行為を 政府は見逃すのか!?

はならない、我々港湾労働者の職場なのである。

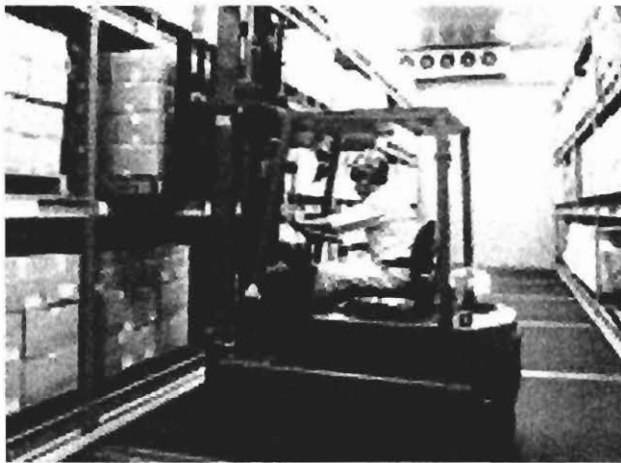
ここには、我々全国港湾と、それを使用する事業者団体である社団法人日本港運協会とで、港湾常用労働者以外の就労を労働協定で禁止している。

また、労働基準法では、告示賃金である17,370円(東京都)を登録日雇港湾労働者の平均賃金とし、公傷による不就労の場合、告示賃金を下回ってはならないとなっている。

にもかかわらず、違法派遣労働者が、我々と比較にならない安価な賃金で、就労することは、断じて許されない暴挙である。

我々は、我々の職域を脅かす大手派遣元事業者を断固摘発し、たうえて、政府・行政に対しこのような許されない違法行為について、厳しく断罪に処するよう実力行使を以って要請する! 我々は、この2007春闘で雇用と職域を守り抜く闘争を、全国の仲間と一致団結して闘い抜くことをここに表明する!

港湾倉庫でのすべての作業は、港湾労働法が適用!
港労法適用職場は港湾労働者以外の就労違法!



港湾倉庫での違法就労は、我々港湾労働者の適正な労働環境を阻害します!
港湾倉庫での違法就労は、我々港湾労働者の適正な生活賃金を奪います!!

全国港湾

National Council of Dockworkers' Unions of Japan

- 全港湾 ●日港労連 ●検数労連 ●検定労連 ●全倉運 ●大港労組
- 全日通 ●東京港湾 ●川港労協 ●全横浜港湾 ●名港労協
- 大港労協 ●神戸港湾 ●関門港湾 ●北海道港湾 ●東北港湾
- 博多港湾 ●鹿児島港湾 ●日本海港湾 ●駿河港湾 ●四国港湾

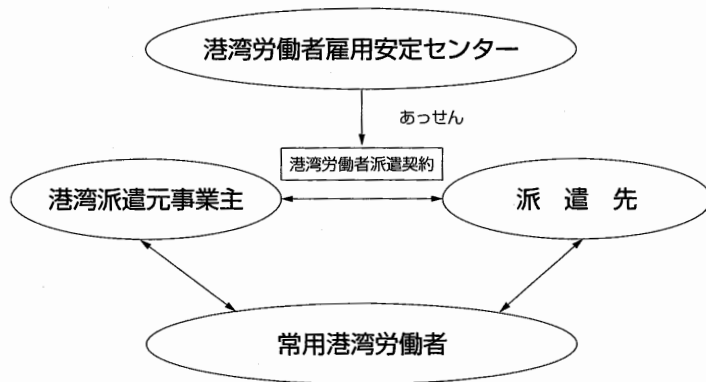
〈発行所〉
全国港湾労働組合協議会
〒144-0052 東京都大田区南田5-10-2
日港協会1F
電話: 03-3733-2561
FAX: 03-3733-2827
発行人: 玉田 義也
定価: 30円 (組合費に含む)

(毎月1回15日発行 平成7年8月18日
第三種郵便物認可)
2007年3月5日 号外(2)

違法と知らずに港湾倉庫へ派遣された労働者の皆さん! いったい日給いくくらで働いていますか?

日雇い労働者の平均賃金のあり方

日雇い労働者については、厚生労働大臣がその従事する事業又は、職業別に定めることとなっている。(労基法第12条第7項)
違法と知らずに港湾倉庫へ派遣された労働者の皆さん!
いったい、いくらで働いていますか?



これが港湾の告示賃金

東京	17,370円
神奈川	17,370円
愛知	16,850円
大阪	16,420円
兵庫	16,420円
福岡	15,550円

<告示賃金の目的と額>

- ①たとえば、不幸にして労災事故があった場合や病気のために入院しなければならない場合は、労災補償額や療養中の補償額を確定しなければなりません。その時に、この平均賃金の考え方が採用されます。
- ②これによって、不当に労災や病気の際の補償を切り下げることを防いでいます。
- ③したがって、常用労働者でも日雇い労働者でも、これを下回る賃金(日額)は、一般的には不当に低い賃金となります。

- 港湾倉庫=① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫
② 船舶、艇、又はいかだに組んで運送された貨物を扱う倉庫
③ ②の貨物の入出庫量が倉庫全体の1年間/入出庫量の概ね10%を超える倉庫

特定港湾倉庫=六大港以外(港湾労働法適用外港)の港湾倉庫を特定港湾倉庫という。特定港湾倉庫の倉庫荷役業務は労働者派遣を行ってはならない業務である。特定港湾倉庫の指定は、労働局長が行う。

この港湾倉庫・特定港湾倉庫は、全国の港頭地域に存在するほぼ全ての倉庫が指定されています。即ち、港頭地域に存在するほぼ全ての倉庫は、全て港湾労働者によって業務が行われているはずです! 派遣労働者など、港湾労働者でない労働者による就労は違法です!

唯一存在する港湾労働者派遣制度

港湾労働者派遣事業においては、厚生労働大臣の指定法人である港湾労働者雇用安定センターが労働者の斡旋を行うこととされています。
そして、港湾労働の特殊性である、港湾労働の波動性に対応すべく、既存の港運事業者へ雇用される常用労働者を港運事業者である他社へ派遣することができます。
これが唯一港湾に存在する「企業常用港湾労働者派遣制度」です。
これ以外の派遣制度は港湾に存在しません!

日雇い不使用協定(港湾産別労使協定)

『6大港船内・沿岸については、企業常用労働者以外は、港湾作業に就労させない。』
港湾で働く働かせる場合の最低労働条件を定める、港湾産別労使協定では、明確に日雇い労働者自体を使用してはならないとなっています。